

# 福島原発刑事訴訟支援団

## 1.30 発足のつどい

私たちは支援団への参加を呼びかけます。〈呼びかけ人 50音順〉



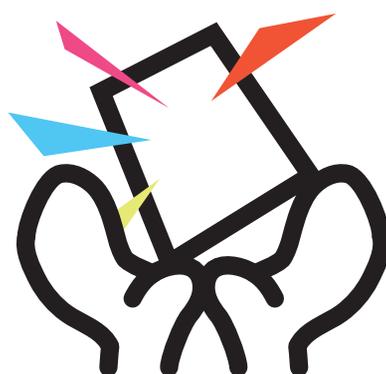
石丸小四郎



海渡 雄一



鎌田 慧



河合 弘之



神田 香織



佐藤 和良



添田 孝史



広瀬 隆



満田 夏花



水戸喜世子



武藤 類子



保田 行雄

福島原発告訴団が2012年に1万4716人で行った告訴・告発事件は  
検察庁により二度にわたる不起訴処分を受けました。

しかし、東京第五検察審査会は二度にわたり起訴相当の議決。  
被疑者、勝俣恒久、武黒一郎、武藤栄の3人は「強制起訴」になりました！  
これから長い法廷闘争が始まります。

東電福島原発事故の真実と責任の所在を明らかにするこの裁判は  
原発社会に終止符を打つため、非常に重要な意義を持ちます。  
本裁判の行方を見守り支えるために「支援団」を立ち上げます。  
みなさま、お集まりください！



2016年 **1月30日** 土

会場：目黒区民センターホール

目黒区目黒二丁目4番36号（目黒駅から徒歩10分）

開会 14:00（開場 13:30） 閉会 16:30（予定）

主催：「福島原発刑事訴訟支援団」準備会

連絡先：080-5739-7279（福島原発告訴団）

## 福島原発刑事訴訟に至る経緯

2011年

3月11日 東北地方太平洋沖地震発生  
東京電力福島第一  
原子力発電所事故  
発生



12月16日 野田首相(当時)が収束宣言

2012年

6月11日 福島原発告訴団の1324人が告訴・  
告発



11月15日 福島原発告訴  
団の13262人  
が第二次告訴・  
告発

12月21日 福島原発告訴団の130人が第三次  
告訴・告発

2013年

9月9日 福島地検が東京  
地検に事件を移  
送、東京地検が  
被疑者全員を不  
起訴処分とする



10月16日 不起訴処分を不服とし、告訴団が  
東京検察審査会に第一次申し立て

11月22日 東京検察審査会に第二次申し立て

2014年

7月31日 東京第五検察審査会が、東電の勝俣  
元会長ら元幹部3名に起訴相当議決  
東京地検が再捜査を開始

2015年

1月22日 東京地検が再度全員に不起訴処分  
東京第五検察審査会が二度目の審査  
を開始

7月31日 東京第五検察審査会が、東電の勝俣  
元会長ら元幹部3名に起訴議決  
強制起訴されることとなり、刑事  
裁判が開かれることが  
決定した



8月21日 東京地方裁判所は、検察官役の弁護  
士3名を指定

9月15日 東京地方裁判所は、検察官役の弁護  
士を2名追加、強制起訴事件では最  
多の5人体制となる

## 検察審査会議決のポイント

### 自然災害に備える必要があったか

東電元幹部らには、高い危険性を持つ原子力発電所に関わる責任ある地位にあったものとして、安全対策を第一に考えなければならない義務がありました。

過去の原発訴訟の最高裁判決では、原発は大事故が万が一にも起こらないよう設置されるべきであるとされ、国が定めた原発の新耐震指針では、極めてまれに発生する大津波についても対策を取らなければならないとされていた。

### 大津波を予見できたか

東電は、原発の浸水事故が電源喪失を招く恐れがあることを、自身の発電所で2度経験していました。また、海外の原発で津波や高潮で電源喪失した例があり、津波の危険性を把握していました。

東電は、国の専門機関が発表した評価に基づいて試算したところ、福島沖を震源とする地震により最大で15.7mの津波に襲われるという結果を得ていました。この試算が決して無視できないものだとして認識していたことが、東電の内部文書にも示されていました。

### 事故を防ぐ対策ができたか

東電は15mを超える津波試算を受け、対策を検討していました。原発敷地に10mの防潮堤を設置すれば津波が防げることも報告されました。

検察審査会は、防潮堤を造るか、対策が完了するまでの間は原発を停止していれば事故を防げた」と指摘しました。東電が安全対策よりもコスト対策を優先していたことも指摘しています。



## 指定弁護士とは？

検察審査会が強制起訴とした事件では、裁判所が指定した弁護士が検察官の役目を務めます。

福島原発刑事訴訟では、過去最多5名の指定弁護士が選任されました。

ロッキード事件など数々の重大事件を手掛けたり、殺人事件の有罪判決から逆転再審無罪を勝ち取った弁護士など、スペシャリストが揃った頼もしい布陣となりました。